

目次

新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 会長	黒田 孝二	1
年頭挨拶	厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 需給調整事業課長	松本 圭	2
年頭挨拶	厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部 企画課民間人材サービス推進室長	河村 のり子	3
年頭のごあいさつ	公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 会長	紀陸 孝	4
新年のご挨拶	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事	小野 俊一	
	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事	小林 克巳	5
職業紹介事業から見た労働者派遣法改正			6
【厚生労働省】「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」			8
民間人材ビジネスに対する指導監督状況			9
[厚労省ニュース] 平成27年度地域別最低賃金の改定			10
そろそろ、本音で語ろう！の会 平成27年度 意見交換会 東京・大阪			
	専務理事	牧野 伸男	11
教育福祉部の事業について	教育福祉事業部長	大谷 聖二	13
マイナンバー Q & A			15
全紹協求人サイトのご案内	IT 事業部長	齊藤 主水	17
安定雇用推進のための 「職業紹介事業者における業務提携モデル事業」実施について			19
職業紹介事業者安定雇用推進事業に伴う業務提携についての経過報告	株式会社 富士ワークネット 代表取締役	濱田 充裕	20
民紹協主催 平成27年度 職業紹介事業者ブロック交流会			21
職業紹介優良事業者認定制度			22
岡部義裕様のご逝去を悼んで	公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 副会長	小金井 敬	23
事務局だより			24

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会

会長 黒田 孝二



平成28年の新春を迎え、心からお喜び申し上げます。

新しい年には、気持ちも一段と引き締め、いい年でありますようにと祈念するところです。

最近の我が国のおかれた立場は世界の状況を見ながら対応していく必要があり、日本経済を見ながら「堅調に推移している」と政府も日銀も発表していますが、大企業と中小企業との格差は開いてきています。アベノミクスは第2ステージを迎え、経済政策を進め元気な日本「一億総活躍社会」の実現のためGDP600兆円、希望出生率1.8、さらに介護離職ゼロに向けて進められ、最低賃金も1,000円への実施が今年の目標に掲げられています。このように明確な数字を示し積極的な方針を立て、企業の設備投資を促しながら、従業員の賃金上昇と、少子高齢化社会に向けて女性の職場への復帰もさらに進むような政策をプランとして描いています。

また、中国をはじめとする新興国経済の減速とその影響が日本経済に対するリスクとして挙げられ、グローバル的に見渡すと、先進国が堅調に推移する一方で新興国・資源国が減速するというコントラストが鮮明になっています。こうした新興国経済が減速しているにもかかわらず企業収益が増加を続けているのには、日本経済が外的要因に対する耐性を強め安定感を増して堅調に推移していると言えます。

さて、職業紹介事業の展望としましては、労働市場を見ると有効求人倍率も1.24倍（全国累計：

昨年10月現在）と1992年以来の高水準となり、企業の人手不足感は一段と強まっており、求職者をいかに確保するか、会員の皆様も苦勞されていることを拝察します。百貨店やスーパーは何カ月も100%（対昨年比）をクリアしていると発表されていますが、内容的に見ますといずれもインバウンド需要によるもので、日本人による内需ではない事は理解されているところでしょう。

全紹協の展望としましては、東京と大阪で実施した「意見交換会」にて今年より実施される「マイナンバー制度」に関する質問も多くあり、協会としての「基本方針」を会員の皆様に発信いたしました。さらに、ホームページを昨年11月にリニューアルし、求人情報の掲載と魅力ある職業として求職者の確保につなげていきたいと考えています。また、教育にも力を入れており「従事者」並びに「マネキン」研修会を各地で実施し「質の高い教育」を通じて自信とプライドを持てる人材を育成していきたいと考えています。さらに、各地域を廻り会員の皆様とできるだけ多くの接点を持ち、情報の共有とコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図りたいと存じます。

このような事業を実施できるのも、会員の皆様のご協力なくしてはできません。

本年度も会員の皆様にとって繁栄の年となりますよう、また、変化の速い社会ですので、情報をスピーディーに発信できるよう努力してまいります。今年も変わらずご支援、ご協力をお願いして新年の挨拶とさせていただきます。

年頭挨拶

厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部
需給調整事業課長

松本 圭



新年を迎え、謹んでお喜びを申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃より厚生労働行政の運営に当たり、格別のご理解とご協力をいただいていることについて、この場をお借りして、厚く感謝申し上げます。

最近の景気の状態は、アベノミクス効果もあって回復基調が続いておりますが、特に雇用情勢に関しては、有効求人倍率がバブル景気以来の水準となっている等顕著となっております。新聞報道を見ると、人手不足、採用難、売り手市場等の文字も見られるところです。このような中、成長産業への失業なき労働移動、若者・女性・高齢者等の活躍促進等の政策課題に対応していくためには、労働市場のインフラ強化、マッチング機能の強化を図っていく必要がありますが、これらのためには、民間職業紹介事業をはじめとした、民間の労働力需給調整機関の役割が、今後ますます重要になるものと考えております。

貴協会におかれては、これまでも民間職業紹介事業の適正な運営、マッチング機能の強化、求職者のスキル向上等に向けて、様々な取組を行っていただいているところですが、引き続き、コンプライアンス意識強化等も含め、会員の皆様への支援に取り組んでいただけると幸いです。

さて、民間の労働力需給調整機関に関する最近のトピックスとしては、昨年9月に労働者派遣法改正法が成立し、施行されました。厚生労働省としては、この改正法の円滑な施行、適切な制度運営に全力で取り組んでいるところです。

一方、一昨年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行うとされたところです。厚生労働省としてはこれを受けて、昨年3月より学識経験者等からなる「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」を開催し、法的・専門的な観点から検討を行っていただいております。今年の夏までにはとりまとめを行うことを予定しておりますが、それを受けて、法改正が必要な事項を中心に、引き続き労働政策審議会において議論していただくこととなります。

私ども行政としても、様々な課題に対応してまいります。皆様方におかれましても、今後とも厚生労働行政の推進に対して、より一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様のご発展とご健勝をお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

年頭挨拶

厚生労働省 職業安定局 派遣・有期労働対策部
企画課民間人材サービス推進室長

河村 のり子



新年を迎え、謹んで御喜びを申し上げます。

公益社団法人全日本マネキン紹介事業協会の皆さま方におかれましては、日頃より厚生労働行政に対し、格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年10月より、民間人材サービス推進室長を拝命いたしました。僭越ながら自己紹介を兼ねて、私のマネキンの思い出(!?)を少し。

実は私、20数年前の学生時代、よくマネキンのアルバイトをしておりました。様々なスーパー、デパートの食品売り場に出かけては、生鮮食品からワインまで、試食・試飲をお勧めし、1日でそれなりのお金がいただける。平日は部活の練習が忙しく、でも、部費を払うために短時間で稼がねばならない私にとっては、マネキンはとても魅力的なアルバイトでした。

そんな私が、最も苦勞したのは、サツマイモでした。数日間連続で勤務した時のことですが、スーパーのバックヤードでラップで包んで電子レンジで加熱、ホカホカのところを小分けに切り、1つ味見をしたら「美味しい!」。電子レンジもなかなかやるわと思いながら、いつものとおりお皿に乗せて爪楊枝を刺して、「●●産のホクホクのサツマイモ、いかがですか〜?」と、ここまでは良

いのですが、何ととっても冬場ですから、あっという間に冷めてしまいます。

そんな私に、「売り上げ目標は、1日300袋だから!」と。。。目標には全く届かず1日目を終えた私は、不安でいっぱい、紹介所の方に「売り上げ目標に届かなくても、お金はもらえるのでしょうか?」と電話して相談した記憶があります。

紹介所の方は笑いながら、「目標は道しるべだから大丈夫。夕方までに300袋だけど、今ここのでかと思って、工夫しながら頑張れば、それでいいのよ。」と。「なるほど。道しるべを意識しながら、工夫ね。」と合点がいき、それからは、皿と皿の間に使い捨てカイロを挟む等、試行錯誤を重ね、最終日の1日前で300袋を達成した時の喜びは、今も覚えております。

目標に向かって、試行錯誤を重ねていくと、いつの間にか目標に近づいて、自分の成長の喜びを感じられる。それは仕事の醍醐味そのものであると思います。

紹介所の皆さま、本年もどうぞ、沢山の方々を就業に結びつけ、仕事の喜びを広げていただければ大変幸いです。

この1年のお1人おひとりのご活躍とご健勝を祈念申し上げます。

年頭のごあいさつ

公益社団法人 全国国民職業紹介事業協会

会長 紀陸 孝



新年明けましておめでとうございます。全紹協の役員、会員の皆様には、日頃から民紹協に対し、篤いご支援ご協力をいただいております。年頭にあたり、改めて心から感謝申し上げる次第です。

さて、平成25年6月に、「日本再興戦略」に「民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化」が謳われて以来、職業紹介事業をはじめとする人材ビジネス業界は、新たな変化の渦中にあります。行政機関では、ハローワークの求人・求職情報の開放をはじめとして民間人材ビジネスとの連携が進められています。また、昨年9月に改正労働者派遣法が成立、施行されたことにより、求人者や求職者のニーズがどのように変化していくか、さらに労働市場にどのような変化が生まれてくるか注目しているところです。

さらに、平成26年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」の中に、「雇用分野」の「個別措置事項」として「有料職業紹介事業等の規制の見直し」が盛り込まれ、「①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供すること、②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応すること、③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営することを含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う」とこととされて以来、内閣府・規制改革会議、厚生労働省において、議論が進められています。

特に、昨年6月に閣議決定された「規制改革

実施計画」において、「雇用仲介事業の規制の再構築」と事項名を変え、「厚生労働省の『雇用仲介事業等の在り方に関する検討会』での取りまとめを今年の夏までに行い、その後労働政策審議会において検討を行い、結論を得次第速やかに（法律改正を含めた）措置を行う」とこととされました。また、「法律改正を伴わない事項については、個々に検討を行い、今年の夏を待たずに、可能なものから措置」していくことが明らかにされています。

このように、本年は、今後の職業紹介事業をはじめとした人材ビジネス業界にとって、重要な年となる見込みです。政府、行政機関に制度検討の動きがある中で、職業紹介事業者は、事業の原点を踏まえ、経済環境、労働市場の変化を的確に把握しつつ、コンプライアンスを遵守し、求人者・求職者のニーズに沿ったビジネスを展開していくことが必要です。そのためには、ITの活用など事業の効率化を進める一方、求職者、求人者への対人サービスに重きを置いて、職業紹介事業でなければできないセールスポイントを強化していくことが必要であると思っています。

民紹協は、そうした観点から、事業者の方々に有用なさまざまな情報提供に努めるとともに、必要な意見・要望を行政機関に伝えていきたいと考えています。

本年が全紹協の会員事業者の方々にとって、飛躍の年になりますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事 **小野 俊一**



全紹協会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。昨年を振り返りますと、これまで日本が大切に育ててきた正義・信頼という価値観を捨ててしまったのではないかとと思われるような企業経営の不祥事が相次ぎました。

利益必達の名の下、虚偽の決算会計処理を継続して行っていた企業、工期厳守を目的に工事データを流用・偽装し続けていた企業、人件費削減を大義名分にハラスメントや時間外労働強要を

当たり前のように続けていた企業などがあります。

今年こそ、効率・利益追求の為なら全ての事が許されるという悪しき呪縛を断ち切り、正義と人間愛を基本理念とした企業経営に徹することが必要です。それには全紹協が設立以来追求してきた企業活動の担い手たる「人材」の育成と労働環境の整備が最も大切な事であり、労働市場のリーダーである全紹協の果たす役割と使命は益々重要なものになると確信します。

新年のご挨拶

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 理事 **小林 克巳**



新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

去る25年4月1日より、本協会は公益社団法人として新たにスタートし、もう少しで3年が経とうとしております。本協会活動がマネキンさんを始めとする販売事業に携わる皆様にとって、職業能力や労働福祉の向上を通じて、広く消費者の「公益」に資するものである、という意義を改めて認識したいと思います。

近年の会員数の状況により、限りある収入予算の制約がある中で、黒田会長を始め執行部の皆様の尽力により、様々な有意義な公益事業及び収益事業が実施されてまいりました。願わくは会員を更に拡大して、会員皆様の建設的で創造的な協会活動を通じて、消費者利益への貢献と、職業紹介事業の大いなる発展に繋げていただきますよう、ご祈念申し上げます。

職業紹介事業から見た 労働者派遣法改正

◆改正労働者派遣法が成立し、平成27年9月30日に施行されました。改正法のポイントを説明するとともに、職業紹介事業所として留意する点を、具体的に解説致します。

派遣労働という働き方及びその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るため、労働者派遣法が改正されます。

1、労働者派遣事業は許可制に一本化されます。

施行日以後、一般労働者派遣事業（許可制）／特定労働者派遣事業（届出制）の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となります。

経過措置

- ・施行日時点で特定労働者派遣事業を営んでいる方は、引き続き、3年間は、「その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者のみである事業」を営むことが可能です。
- ・施行日時点で一般労働者派遣事業を営んでいる方は、その許可の有効期間の間は、引き続き、事業を営むことが可能です。
- ・施行日前にした許可・更新申請で施行日時点でまだ決定がなされていないものは新法に基づく申請として扱われます。

配慮措置

- ・小規模事業に対しては、新たな許可の申請に当って、一定の配慮措置が設けられます。

2、期間制限のルールが変わります。

現在の期間制限（いわゆる26業務以外の業務に対する労働者派遣について、派遣期間の上限を原則1年（最長3年）とするもの）を見直します。

施行日以降に締結／更新される労働者派遣契約では、すべての業務に対して、派遣期間に次の2種類の制限が適用されます。

経過措置

- ・施行日時点ですでに締結されている労働者派遣契約については、その労働者派遣契約が終了するまで、改正前の法律の期間制限が適用されます。
- ・派遣先事業所単位の期間制限
同一の派遣先の事業所に対し、派遣できる期間は、原則、3年が限度となります。
- ・派遣労働者個人単位の期間制限
同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣出来る期間は、原則、3年が限度となります。

3、派遣元事業主に新たに課される内容

・雇用安定措置の実施

派遣元は、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込がある方に対し、派遣終了後の雇用を継続させる措置（雇用安定措置）を講じる義務があります。

（1年以上3年未満の見込みの方については、努力義務がかかります。）

雇用安定措置

- ①派遣先への直接雇用の依頼
- ②新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）
- ③派遣先での（派遣労働者以外としての）無期雇用
- ④その他安定した雇用の継続を図るための措置

※雇用を維持したままの教育訓練、紹介予定派遣等、省令で定めるもの

雇用安定措置としての①を講じた場合、直接雇用に至らなかった場合、別途②～④の措置を講じる必要がある。

キャリアアップ措置の実施

派遣元は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、

- ・段階的かつ体系的な教育訓練
- ・希望者に対するキャリア・コンサルティングを実施する義務があります。

特に、無期雇用派遣労働者に対しては、長期的なキャリア形成を視野に入れた教育訓練を実施する必要があります。

均等待遇の推進

派遣元は、派遣労働者から求めがあった場合、以下の点について、派遣労働者と派遣先で同種の業務に従事する労働者の待遇の均等を図るために考慮した内容を説明する義務があります。

- ①賃金の決定
- ②教育訓練の実施
- ③福利厚生の実施

派遣元管理台帳に記載する事項

派遣元管理台帳に記載する事項に、以下の項目等が追加されます。

- ・無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- ・雇用安定措置として講じた内容
- ・段階的かつ体系的な教育訓練を行った日時及び内容

4、労働契約申込みみなし制度

平成27年10月1日から、労働契約申込みみなし制度が施行されます。

派遣先が次に掲げる違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、その派遣労働者の派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなされます。（違法派遣について、派遣先が善意無過失である場合を除きます。）

労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣

- ①労働者派遣の禁止業務に従事させた場合
- ②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- ③派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合
- ④いわゆる偽装請負の場合

広報部長 重田 スミノ

厚生労働省

「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」

が設定されました。女性活躍推進に関する認定も目指していただきたいですが、
まずは、届出等について、周知いただければよいかと思います。

今般、女性が、職業生活について、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進する法律」が制定されました。

これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなります。

届出等を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

※認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

※認定マークについては、今後、示される予定です。

均等・両立推進企業とは

職場での女性の能力を発揮させるための積極的な取組み（ポジティブ・アクション）や、仕事と育児・介護との両立を支援する取組みを行い、他の模範となるような企業を表彰する制度です。

今年度の表彰式は、平成27年10月29日14時から千代田区内幸町イイノホールにて開催されました。

政府は、働く女性の活躍推進を成長戦略の中核に位置づけ、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にすることを目標に取組みを進めて、9月4日には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が公布されました。

- ①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
- ②行動計画の策定・届出・社内周知・公表
- ③自社の女性の活躍に関する情報公表
などが新たに、義務づけられます。

上に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための効果的な取組を盛り込み今後の女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、是非ご活用下さい。

広報部長 重田 スミノ

民間人材ビジネスに対する指導監督状況

東京労働局より、平成26年度における民間人材ビジネス（労働者派遣事業及び職業紹介事業等）に対する指導監督状況が公表されました。（厚生労働省 東京労働局発表 平成27年6月26日）

概要は以下のとおりです。

【行政処分】

☆悪質な法令違反により、労働者派遣事業主9社に対して事業停止命令などの行政処分を実施。

☆東京局において9社に及ぶ行政処分実績は、過去最多。

☆行政処分を実施した9社のうち、5社はIT技術者の多重派遣。

【行政指導】

☆労働者派遣事業1,632事業所、職業紹介事業609事業所に対して指導監督を実施した。（表1を参照）

☆是正指導率は、労働者派遣事業72.6%、職業紹介事業29.9%であった。（表3を参照）

表1 指導監督実施事業所数

	平成26年度	平成25年度	対前年度比
全事業所数 計	2,519件	2,311件	9.0%
うち労働者派遣事業	1,632件	1,674件	▲2.5%
うち請負事業	278件	169件	64.5%
うち職業紹介事業	609件	468件	30.1%

表2 是正指導を行った延べ事業所数

	平成26年度	平成25年度	対前年度比
全事業所数計	1,505件	1,349件	11.6%
うち労働者派遣事業	1,185件	1,086件	9.1%
うち請負事業	138件	97件	42.3%
うち職業紹介事業	182件	166件	9.6%

表3 是正指導率（上記、表2÷表1×100）

	平成26年度	平成25年度	対前年度比
全事業所数計	59.7%	58.4%	1.3P
うち労働者派遣事業	72.6%	64.9%	7.7P
うち請負事業	49.6%	57.4%	▲7.8P
うち職業紹介事業	29.9%	35.5%	▲5.6P

主な指導内容

職業紹介事業に関するもの

○労働条件の明示（法第5条の3）	* 求職者に対して業務の内容、労働契約の期間などを正しく明示していない。
○取扱職種の範囲の明示（法第32条の13）	* 取扱職種の範囲の明示をしていない * 手数料、苦情の処理に関する事項などを正しく明示をしていない
○帳簿書類の備付け取扱職種の範囲の明示（法第32条の13）	* 求人求職管理簿が作成されていない、あるいは記載すべき事項が記載されていない。

法制度の周知状況

法制度の周知を図るため、派遣元事業主、派遣先などを対象に研修会及びセミナーを開催した。

平成26年度は、地方公共団体を対象とした派遣、請負適正化セミナーを初めて実施した。

種 別	実施回数（回）	出席人員（人）
派遣元事業主	73	2,746
派遣先	12	602
職業紹介事業者	48	1,616
労働者	6	110
その他（関係団体等）	18	953
うち地方公共団体	2	137
合 計	157	6,027

平成27年度の指導監督方針のポイント

●労働者派遣事業主及び職業紹介事業者等の民間人材ビジネス並びに派遣先等に対する厳正な指導監督を計画的かつ効果的に実施する。時に、いわゆる偽装請負など悪質な違反及び是正指導後も違反を繰り返す事業主に対しては、行政処分等を含め厳格な対応を徹底する。

全紹協会員として

会員の皆様には上記のことを踏まえ、一層の経営者としての自覚を認識しましょう。コンプライアンスを遵守し、日々の適正な業務に取り組んでください。

業務の適正な運営規定、求職者の個人情報の保護と管理体制の確立、求人・求職管理簿の備え、手数料管理簿の徹底、労働条件の明示、実績の有無に係らず事業報告書の提出等など、これらが適切に行われているかを再認識し、それぞれに留意して定期的に研修学習して参りましょう。（重田）

平成27年度地域別最低賃金の改定

厚生労働省労働基局より本年度の地域別最低賃金額の改定に関する周知・実施について

- 10月1日から順次発効されました。また、一定の事業・職業に係る特定最低賃金額においても今後改定が予定されています。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらずすべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（罰金：上限50万円）が定められています。
- 派遣労働者は、派遣先の事業所に適用される地域別最低賃金が適用されます。

平成27年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日(平成26年)	都道府県名	時間額【円】	発効年月日(平成26年)	都道府県名	時間額【円】	発効年月日(平成26年)
北海道	764	H27.10.8	石川	735	H27.10.1	岡山	735	H27.10.2
青森	695	H27.10.18	福井	732	H27.10.1	広島	769	H27.10.1
岩手	695	H27.10.16	山梨	737	H27.10.1	山口	731	H27.10.1
宮城	726	H27.10.3	長野	746	H27.10.1	徳島	695	H27.10.4
秋田	695	H27.10.7	岐阜	754	H27.10.1	香川	719	H27.10.1
山形	696	H27.10.16	静岡	783	H27.10.3	愛媛	696	H27.10.3
福島	705	H27.10.3	愛知	820	H27.10.1	高知	693	H27.10.18
茨城	747	H27.10.4	三重	771	H27.10.1	福岡	743	H27.10.4
栃木	751	H27.10.1	滋賀	764	H27.10.8	佐賀	694	H27.10.4
群馬	737	H27.10.8	京都	807	H27.10.7	長崎	694	H27.10.7
埼玉	820	H27.10.1	大阪	858	H27.10.1	熊本	694	H27.10.17
千葉	817	H27.10.1	兵庫	794	H27.10.1	大分	694	H27.10.17
東京	907	H27.10.1	奈良	740	H27.10.7	宮崎	693	H27.10.16
神奈川	905	H27.10.18	和歌山	731	H27.10.2	鹿児島	694	H27.10.8
新潟	731	H27.10.3	鳥取	693	H27.10.4	沖縄	693	H27.10.9
富山	746	H27.10.1	島根	696	H27.10.4			

そろそろ、本音で語ろう!の会

平成27年度

意見交換会

東京
大阪

本年度の当協会会員による意見交換会の1回目が、平成27年10月1日に、東京 目黒雅叙園にて開催されました。

小雨交じりの天候の中でしたが、素晴らしい会場に全国より20名の参加者が集い、小金井副会長の司会進行のもと、黒田会長の開会挨拶を皮切りに、午後1時よりスタートしました。

まず初めに、公認会計士で当協会の理事を務めて頂いている小林理事による「マイナンバー制度講習会」が開かれ、参加者の皆様には、たいへん勉強になったと思います。

引き続きまして、

「求職者の確保についての取り組み」

「利益追求について」

の2つのテーマで、参加者全員が順番に、それぞれの会社での取り組みや、手数料率についての考え、抱えている問題点などを述べて、活発な意見の交換が行われました。

参加者それぞれが、いろいろな気づきや、今後の業務運営の参考になる点も多かったのではないのでしょうか。

たくさんの意見の中、年々新規登録者の確保が難しくなっている現状を踏まえ、全紹協として地区別の合同登録会の開催を、との提案があり、今後理事会での検討課題といたします。

また新しくなった協会求人サイトに対する期待の声も多く寄せられ、ますます充実したサイトにして参りたいと考えております。



東京意見交換会

そして、第2回意見交換会は、11月6日にウエスティンホテル大阪にて開催されました。

11月とは思えないうらかな陽気の中、19名の参加者が集い、こちらも黒田会長の挨拶を皮切りに、午後1時よりスタートしました。

東京会場に不参加の会員が多数いたため、前回の東京会場での総括を、小金井副会長にいただき、その後

「求職者の確保についての取り組み」

「利益追求について」

「マネキン給与直接支払の求人先への徹底」

「紹介事業者としてのマイナンバー制度における注意点、取り組み」

の4つのテーマで、参加者全員が活発に意見を交換しました。

また、最後には、クラウドシステムの今後

の運営に関して、システムの使用会員を中心とした運営をしていくべき、との提案が参加会員数人からあり、執行部としましても、その方向で検討していきたいと考えております。

途中、意見に対する掘り下げ、質問がたくさんあり、まさに「本音で語ろう!の会」という名にぴったりの会で、あっという間の4時間でした。

両会場とも、会議終了後には、懇親会も開かれ、和やかなムードの中、午後7時半にお開きとなりました。

会員同士が顔を合わせて、様々な意見を交換し、また同じ悩みを持つ同業者として、本音で語れるこの意見交換会は今後も引き続き開催していくべきだとの思いを強くしました。

専務理事 牧野 伸男



大阪意見交換会

教育福祉部の事業について

私が、この協会と係るようになり既に17年になります。その間、教育研修事業に関しては過去を踏襲し、大きな変化をせずに行われてきたように感じております。それ以前には、『マネキンのための宣伝販売促進読本』共通編・食品編・アパレル編の3部作を出版し、国家技能評価試験をも視野に入れ、将来を見据えた事業を行っていたように聞いております。

また、この十数年間の業界を取り巻く環境の大きな変化、あるいは協会の公益法人格取得等を考える時、今一度原点に立ち返り、この研修は誰のための、何を会得するための研修かを検討する時が来たように感じております。そこで今期より次の3つの視点から改革を行って参りたいと考えております。

1、研修内容と講師陣の精査

現在行われている研修会は、「経営者向け研修会」「従事者研修会」「販売技術促進講座」ですが、それぞれの研修について今後、次のような取り組みを考えております。

『経営者向け研修会・意見交換会』

この研修会は定期的には行わず、その時々が必要に応じて適宜行うこととし、今年度は「マイナンバー」「改正派遣法」等についての開催を予定しております。

『従事者研修会』

この研修会は毎年1回、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の5か所で紹介従事者に必要な、法律知識、営業力向上等について行うこととし、今年度は「制度を理解し儲かる営業を」をテーマに紹介・派遣・請負という制度を理解し、営業に生かしていただこうと考えております。

『販売技術促進講座』

この研修会は真にマネキンに必要なスキルの洗い出しを行い、一定期間をかけてカリキュラムを組み立て、求職者のステップアップに役立つ研修会の確立を目指し、将来的に札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の5か所での開催を予定します。

2、研修会の費用分担

公益社団法人以前は、公益法人とはいえ事業者団体であり、会員あるいは会員事業所に登録をするマネキンに向けた教育研修を視野に事業を行っていたため、研修会にかかる経費は、大部分を協会の負担で行い参加者の負担は限られており、そのため研修会を行えば行うほど協会の財政に負担がかかり、活発な事業の妨げになっております。

今後は、参加者にも一定額の負担をお願いし、必要と思われる研修を積極的に開催いたします。また、会員外の参加も大いに歓迎し公益事業の柱として位置付けたいと考えています。

そのためには、一定額の受講料を負担しても納得できる研修内容と講師の組み合わせが必要となり、今後検討を重ねて参ります。

3、研修会の運営主体

昨年までは、協会と連絡会の2者が、時々でその分担を変え運営してきました。今後は協会が運営主体となり、連絡会はその補助を行うことといたします。具体的には、会場の確保・労働局への講師依頼、当日の会場準備を連絡会が行い、その他プログラムの作成、受講者の募集、参加料の徴収、会場費・講師料等の支払は協会が行うことといたします。

以上3点の改革を行うに当たって、会員あるいは会員事業所の求職者の皆様の声を最大限生かしたいと考えております。今後も各連絡会を通して、役に立つ研修会の実現に向けてご意見を賜りますようお願いいたします。

教育福祉事業部長 大谷 聖二

マイナンバー Q&A

マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うの？

■ 平成28年1月からマイナンバーを利用します。

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害対策

・年金の資格取得や確認、給付
・雇用保険の資格取得や確認、給付
・ハローワークの事務
・医療保険の給付の請求
・福祉分野の給付、生活保護 など

・税務当局に提出する申告書、届出書、
調書などに記載
・税務当局の内部事務

など

・被災者生活再建支援金の支給
・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

■ 国や地方公共団体などで利用します。

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、国民の皆様には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

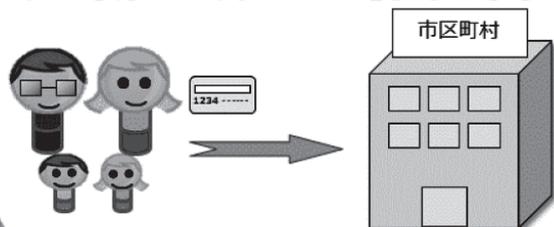
また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。

このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

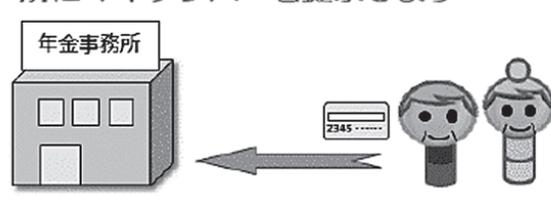
マイナンバーは次のような場面で使います。



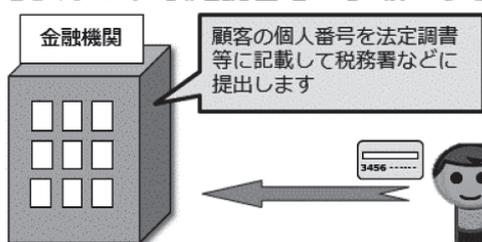
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



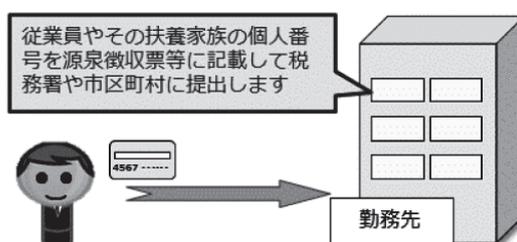
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所
にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等にマイナンバー
を提示し、法定調書等に記載します



勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

全紹協求人サイトのご案内

現在全紹協はマネキン紹介事業所向けの求人サイト運営事業に取り組んでおり、昨年11月2日よりサービスを開始いたしました。本稿ではこの求人サイトについてご紹介いたします。

初回申込みには28社という当初の想定を上回るご応募をいただき、順調なスタートを切ることができました。サイト立ち上げに貢献してくださった初回申込会員の方々にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

全紹協求人サイトは①低廉なコスト、②高い広告効果、③高い利便性という3つの特長があります。

①低廉なコスト

当サイトでは1年間出稿無制限で年間料金が210,000円～（詳細は巻末の料金表参照）と非常に低く設定されております。マイナビなど大手求人サイトが求人1件当たり1週間の広告掲載期間で20,000円～という料金設定をしていることを考えると破格の安さであると言えるでしょう。

②高い広告効果

当サイトの求人案件はGOOGLEおよび高い広告効果で知られている求人情報専門の検索エンジンIndeedで検索されやすいように設計されております。今後はさらにIndeedでの検索順位を上げるべく広告費を順次投入してゆく予定です。

また、1社だけが運営するサイトとは異なって、全国の多数のマネキン紹介事業所が参加しているサイトであることから、求職者が自分に適した求人を多くの案件の中から一括して検索することが可能であり、求職者にとっても便利なサイトとなっております。将来我が国におけるマネキン求人のハブとして機能することが期待できます。

③高い利便性

当サイトは求人・採用活動に特化したウェブサイト構築およびコンサルティングで多くの実績と経験を有し、「ベツルート・焼肉採用」などユニークな採用支援サービスで近年メディアの注目を集めている株式会社アドヴァンテージと組んでサービスを提供しております。アドヴァンテージ社の有する様々なノウハウが当サイトに活かされており、求人サイトに特化したjobmakerという管理システムを採用したことで、求人広告の出稿・管理・広告効果の測定を容易に行うことが可能です。

全紹協は過去に手痛い失敗を経験しております。今回はその反省に立って、パートナーとなる業者の選定から事業運営の仕組み作りまで慎重に時間をかけて取り組んでまいりました。当事業は牧野専務を中心として執行理事会及びIT事業部が担当しておりますが、各メンバーの士気は高く、チームとして非常に良く機能しております。

本年1月15日にはアドヴァンテージ社から講師を招き、求人広告における有効な惹句の書き方についてのセミナーを東京にて開催する予定です。

導入会員の方々が積極的に多くの求人案件を出稿していただくことで当サイトはより強靱に・より効果的に成長してゆきます。未導入会員の方々も求人戦略の選択肢の一つとして当サービスのご利用を是非ご検討ください。本稿がその判断の一助あるいはきっかけとなれば幸甚です。

全紹協求人サイトURL : <http://zensyokyo.org/>

株式会社アドヴァンテージ URL : <http://www.ad-vantage.jp/>

全紹協求人サイト料金表 (税別、1年間)

	関東	関西	東海	北海道・東北	甲信越・北陸	中国・四国	九州・沖縄
正規料金	¥500,000	¥450,000	¥400,000	¥350,000	¥350,000	¥350,000	¥350,000
会員料金	¥300,000	¥270,000	¥240,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000	¥210,000

IT事業部長 齊藤 主水

安定雇用推進のための 「職業紹介事業における業務提携モデル事業」 実施について

今回、小規模事業者の業務提携に係るモデル事業として8社との提携を試み、先ず、業務提供契約書を配膳事業者、マネキン事業者と交わし、スポット的ではなく長期対応（6ヶ月）を目安に検討会をいたしました。希望する求人・求職に関し、一定の（インデックス情報）を様式で提案します。同業者同士「個人が識別できない求職情報」や「具体的に求人者が識別されない情報」です。

○求人情報の例

インデックス情報	説明事項
求人職種	マネキン
勤務場所	埼玉県川口市
業務内容	スーパーでの食料品販売促進
雇用期間	平成 年 月 日から 1カ月
就業時間	9:00～14:30又は14:00～19:00
賃金水準	時給1,200円～1,300円
必要な資格、能力要件	接客力
募集人数	5名
募集期限	平成 27年 9月 28日
特記事項	
紹介担当事業所名	メールアドレス、電話番号、担当者名等

○求職者情報の例

インデックス情報	説明事項
希望職種	配膳人
経験年数	経験なし
保有資格・能力特性	接客力
居住地及び希望勤務地	通勤1時間以内
希望賃金水準	月額20万円以上
特記事項	
情報提供担当事業所名	メールアドレス、電話番号、担当者名等

ご協力頂きましたモデル事業者の経過の声を参考に掲載しました。

また地域によっては求職者の職業選択が難しく、只今情報を集約の段階であるとの声もありました。マネキンと配膳とはシフトでのマッチングが難しい時代になっていると実感いたしました。

広報部長 重田 スミノ

職業紹介事業者安定雇用推進事業に伴う 業務提携についての経過報告

平成27年5月より「業務提携モデル事業所」としてお取り組みさせて頂いております株式会社 富士ワークネットの濱田でございます。

業務提携とは、各事業所独自のネットワーク中で強みを発揮し求人開拓・求職開拓を行い取扱職種の垣根を越えて安定雇用の求人や求職者の確保・マッチングを目指すモデル事業となります。

今回、全国サービスクリエイター協会様（配ぜん人）から2社、全国ホテル&レストラン人材協会様から2社、全紹協（マネキン）から4社のモデル事業所が取り組んでいる中で、報告会を設けながら活動させて頂いております。

当社としましても、求職者と求人者と双方の案件を9月頃の段階で提携させて頂きました。

求職者については、面接までたどり着いたのですがシフト時間が折り合いませんでした。

また求人者に関しましては、希望給与面での調整が難しい状況でした。

いずれも成功例ではありませんが、取組みの失敗例こそ次に繋がる実例と深いお心を頂いて報告書にまとめております。

このことから求職者には、より本人のライフスタイルにあわせた細かい職場調整が必要と感じ、求人者については各団体が個々に持つ給与相場感を学びました。

そのことをふまえて現在、提携にあわせて取り組み内容を今まで以上に明確に、求職者・求人者にお話しできるように考えております。また日々雇用だけでなく成功報酬制の案件についても検討をしております。

提携については、各社が求人者や求職者を互いに支援する事により、グレードの高い職業紹介が出来る可能性を感じております。

そうした面から考えますと、単なるミスマッチした求職者・求人者を紹介成功して利益共有するだけでなく、求人者にはより優れたマッチングを、また求職者にはより専門的支援をする事が、安定した就労に繋げる結果になると思います。

また提携により各社のビジネスリスク軽減も考えられます。

今後は業務提携事業としての取り組みを具体的に押し出して、良い実例に繋げていきたいと考えております。この事業を成功に導くためにも、皆様のご支援ご指導を賜りたく、お願い申し上げます。

株式会社 富士ワークネット 代表取締役 濱田 充裕

民紹協主催

平成27年度

職業紹介事業者 ブロック交流会



①事業所の現況、新しい事業展開などの事業運営状況

- イ、 企業同士の業務のノウハウを情報・共有・提携を結び加盟店システム化する。
- ロ、 小規模でも全職業を取扱、継続は力なりで今では全国から依頼がある。

②事業運営上の個別課題とその対応

- ハ、 個々では求人・求職者の入れ替わりの速さに限界を感じ、聞いてみると求人者、求職者は多重登録者が多いのでお互いのマッチングのスピード性を持って、双方がシェアリングした紹介がスムーズに情報を開示、交換することで即効性がありジョイントの可能性を見出した。
- ニ、 短期の就労は就労者に付帯業務が多く、かなりの負担になっているのが現状。

◆手数料について

100%の手数料を望むのではなく求人と求職情報を共有して会社を大きくしていく。
それぞれの得意な業種と不得手な業種、双方が組むことによってよりジョイントできる。
届出制を申請、100分の50以内で提示、個々に細かく手当を付け同じ求人者でも季節によって手数料は柔軟に対応出来るようにしている。
お互いの情報料や案件内容等、双方の紹介事業所単位の責任に基づいた事前の契約によってその比率は変わることになります。

◆労働条件の明示について

就労時間が実働8時間の場合は60分の昼食と30分休憩を提示している。
短期で9時間実働の場合残業を付けるか保障額を見合った金額で明示する。
みなし残業は無しで、開店前の準備30分、閉店後の処理業務30分を拘束時間として保障額を明示している。付帯業務は個々に細かく手当を付けることにしている。

◆求人開拓、求職者の確保について

北は北海道から南は沖縄までアランチャイズ加盟店のネットワークをつくり、民間のハローワークとして全国に即時、職業紹介所を斡旋できることを最終的な目標としている。
インターネット環境のあるパソコンから求人・求職にアクセス出来るようにしている。
2月・8月の閑散時に定期的に求人者・求職者にDMを配信。(インターネットを最大限活用しているHP・ブログ・フェイスブック・ツイッターなど)

◆個人情報取扱について

シェアリングに当たっての2社相互提示物には有料職業紹介事業許可証・職業紹介責任者講習会受講証明書・個人情報適正管理規定等確認しあう。毎月の就労可能者のみ名前・連絡先・得意分野のみデスクで確認できるようにして終了後は格納保管している。

広報部長 重田 スミノ

職業紹介優良事業者認定制度

昨年度、27事業所が、第1回目の優良事業者として認定されました。

本年度は、昨年度実績を上回る優良認定を目指してその一環として「説明会」と（セミナー）を全国主要都市にて順次開催されました。（東京では中野サンプラザにて11月6日（金）午後1時より説明会を開催）



審査認定・認証後のスケジュール

	申請事業者	審査認定期間	認証委員会	事務局（民紹協）	推進協議会
1月	① 申請 (1/15 ~ 3/6)	1/15 申請受付開始			
	②				
2月	①	2/6 申請受付締切			
	②				
	③				2/16 第3回協議会 ※周知施策の決定
	④	2/16 審査業務終了 2/27 審査報告書提出		2/27 報告書受領 とりまとめ・集計	
3月	①	3/6 認証結果受領 ※認証委員会で疑義が生じた場合には再調査、報告等	3/6 認証委員会 ※認定結果の認証・課題整理等	3/6 認証委員会 資料提出	
	②	2/9 認定結果受領		認定証(台紙)発想	
	③	3/12 ~ 3/19 認定証受領	認定証台紙受領・ 事業者名等印刷 認定証発想		
	④		3/20 認定企業名の 公表 (web)	3/20 (予定) 認定企業名の周知 公表 (新聞広告、Web等)	3/20 以降 第4回協議会 ※認定結果分析・ まとめ

岡部義裕様のご逝去を悼んで



公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会理事 日本小売業協会専務理事 岡部義裕様におかれましては、平成27年8月28日に、享年65歳という若さでご逝去されました。

岡部義裕様は、周りにいる全ての人に対して温かく接していただき、私共も、お会いするといつも心を癒されておりました。

東京商工会議所に入所されてから、経済界を代表するお立場までご活躍されましたが「ライフワークバランス」等をいち早く推進していらっしやいましたのは、岡部様が生涯一貫して「人」を大切にされる温かいお考えでいらしたからだと推察いたしておりました。

今まさにライフワークバランスを重要視していく時代に入り、企業と従業員との間の調整役・要として岡部様の温かいお人柄が更に重要な役割になり必要な存在でした。

企業にとっても、従業員にとっても、誠に貴重な存在を失ってしまった事が残念でなりません。

全日本マネキン紹介事業協会の理事会においても、重要なお立場でいらっしやいました。

岡部様は、常にプラス思考で、意見が対立するような議論の中でもどちらにも偏ることなく、決してどちらも否定もされない、それにもかかわらず、一貫したご自身の意見・考え方はいつもしっかりとお持ちでした。

それを、我々自身も気付かない内に自然と心に染み込んでくるような形で柔らかに諭して下さっていたように思います。

理事会にとっても、大きな存在を失ってしまいました。

残った理事で、岡部様ならどのようにおっしゃるかを考えながら、今後も協会を盛り上げてまいる所存でございます。

プライベートでは、ジャズを愛していらしたとのこと。

ご存命の間に、岡部様からそのお話を伺う機会がございませんでした。

音楽のお話も、とてもお聞きしたかったと残念に思います。

好きな音楽も、岡部様らしい、温かい素敵なものだったのでしょ。

長年にわたる的確で温かいご指導に感謝すると共に、心から哀悼の意を表し、

岡部様のご冥福を心からお祈りする次第でございます。

公益社団法人 全日本マネキン紹介事業協会 副会長 小金井 敬

事務局だより

◆ 事業所名変更

関西連絡会

旧：キャビック株式会社 新：cabic株式会社
平成27年10月22日

◆ 訃報

理事

岡部 義裕 様 日本小売業協会 専務理事

平成27年8月28日逝去

事務局へ電話での問合せについて

問合せ件数と対応について、以下の通り報告いたします。

1. 協会会員からの問合せ（抜粋）

①マイナンバーに関する問合せ：4件

会員の皆様に11月11日付で「マイナンバー取扱いに係る基本方針について」を発信。

②マネキン転籍のトラブルに対する問合せ：2件 過去の対応事例を紹介。

③雇用先からのパワハラ相談：1件 労働局への相談を提言。

2. 求職者からの問合せ

マネキン紹介所の所在地・連絡先等の問合せが大多数を占めました。

希望の勤務地・職種を聴き取り、希望に添えられる紹介所をご案内しました。

3. 会員外からの問合せ

会員事業所の所在地・連絡先等の詳細。

	6月	7月	8月	9月	10月	合計
協会会員	10	11	2	6	3	32
求職者	1	1	5			7
その他		4				4
合計	11	16	7	6	3	43

編集後記

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今年も健康で平和に過ごせますよう念じながら、元旦には親しい方々とお屠蘇を酌み交わし、おせちに舌鼓を打ち、お雑煮をいただき、日本古来の素晴らしい伝統と文化に感謝しつつ、新春を寿ぎます。

旧年は厚生労働省の改正労働者派遣法が成立、施行され、民間人材ビジネス業界をとりまく環境が激変いたしました。

民紹協では安定雇用推進のための業務提携モデル事業所として積極的に協力しました。

そして全紹協では会員同士の本音で語る会の開催、画期的な教育・福祉の導入、求人情報に特化したサイトの立ち上げ等に活発に取り組み、大きな変化の年となりました。

本年も引き続き飛躍に向けて、会員の皆様と共に益々の発展の年になりますことを願っております。

広報部 重田

表紙写真撮影者：(株)太陽

牧野 明治(関西連絡会)

撮影者のコメント

「遠くの冬と手前の春」 満開の桜の花を見ながら飲み交わすお酒は、開放的な気分になり 人々をウキウキさせてくれます。 ついつい飲みすぎになりやすいので 明日の健康を考えて無理なくね」